

○財務省告示第三百三十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十九年十一月二十四日に発行した利付国債
の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年十二月十二日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 号	二 発行の根拠	三 の法律及びそ の振替法の適 用等	四 発行方法
利付国庫債券（十年）（第三百二十六回、第三百二十七回、第三百二十九回、第三百三十回及び第三百三十一回）、利付国庫債券（二十年）（第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十四回、第八十三回、第八十六回、第三百三十一回、第三百三十二回、第三百三十三回、第三百四十一回、第三百四十二回及び第三百四十三回）及び利付国庫債券（三十年）（第二回、第三回、第八回、第九回及び第十回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において			

五 募入決定の方法

六 発行額

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利子の払込み

同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当ててゐる。

円 額面金額で五千四百八十四億

内訳(別表のとおり)

六千五百七十七億六千八百六十九万四千円

五万円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

平成二十九年十一月二十四日発行対象国債ごとに、額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(別表のとおり)
募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率 / 子に日同
各発行対象国債の第十号過日
総額 × 各発行対象国債の第十号過日
100 × 各発行対象国債の第十号過日
支規数(に)なる支場合には、(第) / 365

（第十回） （第三年） （付国庫債） （七回） （二百二十）	（第十回） （第三年） （付国庫債） （六回） （二百二十）	名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行金額 （額面金額）
○・八%	○・七%			平成二十三年三月二十四日 平成二十三年三月二十四日	五百九十二億円 八百五十七億円

（別表）

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
利子	償還期限	償還金額	入札の基準とする	各発行対	象国債の	利回り
第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。	（別表のとおり）	額面金額百円につき百円	銘柄毎の基準利回は、平成二十九年十一月二十一日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成二十九年十一月二十四日

（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 二）券	（（利 回第二付 ）百十国 三）年庫 十）債 一）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 六）債 回）券	（（利 回第二付 ）八十国 十）年庫 三）債 回）券	（（利 回第二付 ）六十国 十）年庫 四）債 回）券	（（利 回第二付 ）六十国 十）年庫 一）債 回）券	（（利 回第二付 ）六十国 十）年庫 回）債 ）券	（（利 回第二付 ）五十国 十）年庫 九）債 回）券	（（利 回第一付 ）三十国 百）年庫 三）債 十）券	（（利 回第十付 ）三年国 百）年庫 三）債 十）券	（（利 回第九付 ）三年国 百）年庫 二）債 十）券
一 ・ 七 %	一 ・ 七 %	二 ・ 三 %	二 ・ 一 %	一 ・ 九 %	一 ・ 〇 %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	〇 ・ 六 %	〇 ・ 八 %	〇 ・ 八 %
十年平 日十成 二四 月十 十二三	日年平 九成 月四 二十三	日年平 三成 月三 二十八	十年平 日十成 二三 月十 二十七	日年平 九成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三 月十 二十四	十年平 日十成 二三 月十 二十四	日年平 九成 月三 二十五	日年平 九成 月三 二十五	日年平 六成 月三 二十五
十七億 円	四十 二億 円	二十 八億 円	十二 億 円	円百 七十 四億	七十 億 円	億二 百四 十二	五百 億 円	四十 五億 円	円千 五十 六億	円二 百九 十億

（（利 第三付 十十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 九十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 八十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 三十国 回年庫 ））債 券	（（利 第三付 二十国 回年庫 ））債 券	（（利 回第二 ））付 百十国 四）庫 十）債 三）券	（（利 回第二 ））付 百十国 四）庫 十）債 二）券	（（利 回第二 ））付 百十国 四）庫 十）債 一）券	（（利 回第二 ））付 百十国 三）庫 十）債 三）券
一 ・ 一 %	一 ・ 四 %	一 ・ 八 %	二 ・ 三 %	二 ・ 四 %	一 ・ 六 %	一 ・ 八 %	一 ・ 七 %	一 ・ 八 %
日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 二十成 日一四 月十 二四	日年平 五成 月四 二十 十二	日年平 二成 月四 二十 十二	日年平 三成 月四 二十 十五	十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 日十成 二四 月十 二四	十年平 日十成 二四 月十 二三
円百 二十 三 億	七 億 円	十 八 億 円	九 十 九 億 円	十 億 円	億二 百六 十七	億九 百九 十四	十 六 億 円	二 十 五 億 円